

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
土曜日は、
日曜日の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第三百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日か

らその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称

三崎字延命

同上の区域（昭和五十六年八月二十日現在の地番による。）

三崎字湯原六一三の二の一部、六一四の一部、六一五の一部、六一七の二の一部、六一七の二の一部、六一八の二の一部、六一八の二の一部、六一九の二の一部、六二二の二の一部、六二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字大数の全域、三崎字畑ヶ田一八〇の二の一部、六四八の二、六五〇の二、六五一、六五二の二、六五二の二の一部、六五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字柳崎四九〇の二の一部及び四九一の二の一部、三崎字老僧田六三三、六三四、六三五の二から六三五の四まで、六三六の二から六三六の三までの一部、六三六の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、三崎字下延命のうち六二六から六二八までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに三崎字朝付五八八の一部、五八九の二の一部、五八九の二の一部、五九二の二の一部、五九二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

三崎字在徳前

三崎字在徳前のうち三六九の二の一部、三六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三崎字山崎三七〇の二の一部、三七三の二の一部、三七三の二の一部、三七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七四の二と一体をなす国有地の一部、三崎字六反田三五〇の二と一体をなす国有地の一部、三崎字在徳上前のうち三五一の二の一部、三五一の四の一部、三五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三崎字秀の越三

	<p>○九の一部、三一〇、三一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに寺内字下畑田五三四の二の一部及び五三六の一部</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年八月二十日現在の地番による。）</p>	<p>天萬字山ノ越落</p>	<p>天萬字山ノ越落のうち六〇の一、六〇の四、六〇の五、六一の一、六二の三、六三の二、六三の四、六四の二、六五の一から六五の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>天萬字山ノ越</p>	<p>天萬字山ノ越のうち六六の一、六六内第一、六六の二、六七の一部、六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字山ノ越落六〇の一、六〇の四、六〇の五、六一の一、六二の三、六三の二、六三の四の一部、六五の一、六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字丸山九一と一体をなす国有地</p>	<p>天萬字丸山</p>	<p>天萬字丸山のうち九一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>天萬字鷺田</p>	<p>天萬字鷺田の全域、天萬字今岡の全域、天萬字長裕の全域、天萬字山ノ越六六の一、六六内第一、六六の二、六七の一部、六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字山ノ越落六三の四の一部、六四の二、六五の二の一部及び六五の三並びに天萬字川堀二九三の一、二九四の一、二九六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>天萬字川堀</p>	<p>天萬字川堀のうち二九三の一、二九四の一、二九六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>天萬字大窪田</p>	<p>天萬字大窪田のうち三〇二の一、三〇二の二、三〇三の一から三〇三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>天萬字七反田</p>	<p>天萬字七反田のうち三〇四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>天萬字一本木</p>	<p>天萬字一本木のうち三〇五の一、三〇五の四、三〇六の一、三〇七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>天萬字上方前</p>	<p>天萬字上方前のうち一五五七の一、一五五七の二、一五五八から一五六〇まで、一五六一の一、一五六一の二、一五六一の五、一五六二の一、一五六二の二、一五六二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字下方前一六五〇の一の一部、一六五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字三反田一六五五の一から一六五五の三までの一部、一六五六の一から一六五六の三までの一部、一六五七の一から一六五七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字大窪田三〇三の三の一部及びこれと一体をなす国有地、天萬字七反田三〇四の一及びこれと一体をなす国有地、天萬字一本木三〇五の一、三〇五の四、三〇六の一、三〇七の六及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字加藤田一五四五の一、一五四五の二、一五四五の五から一五四五の七まで、一五四五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>天萬字三反田</p>	<p>天萬字三反田のうち一六五五の一から一六五五の三までの一部、一六五六の一から一六五六の三までの一部、一六五七の一から一六五七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字土屋田の全域、天萬字大窪田三〇二の一、三〇二の二、三〇三の一、三〇三の二、三〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字下方前一六五一の一の一部、一六五一の四から一六五一</p>				

天萬字下方前	<p>の八までの一部、一六五二の二から一六五二の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
天萬字加藤田	<p>天萬字下方前のうち一六四二の一、一六四二の四、一六四三の一、一六四三の四から一六四三の七まで、一六四四、一六四五の一、一六四五の三、一六四五の五、一六四五の六、一六四六の一、一六四六の二、一六四六の五、一六五〇の一の一部、一六五〇の二の一部、一六五一の一の一部、一六五一の四から一六五一の八までの一部、一六五二の二から一六五二の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字三反田一六五五の一の一部並びに天萬字砂田一六八二の六と一体をなす国有地の一部</p>
天萬字加藤田	<p>天萬字加藤田のうち一五三七の一、一五三七の三、一五三七の四の一部、一五三七の五、一五三八の二の一部、一五三九の一から一五三九の三まで、一五四〇の一の一部、一五四〇の二、一五四〇の三の一部、一五四〇の四の一部、一五四五の一、一五四五の二、一五四五の五から一五四五の七まで、一五四五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字菰田一五〇五の二の一部、一五〇六の一部、一五〇六の二の一部、一五〇七の一の一部、一五〇七の二の一部、一五〇七の四の一部、一五〇八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字上方前一五五七の一、一五五七の二、一五五八から一五六〇まで、一五六一の一、一五六一の二、一五六一の五、一五六二の一、一五六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字立繩一五六三の一部、一五六四の一の一部、一五六四の二の一部、一五六四の五から一五六四の八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
天萬字菰田	<p>天萬字菰田一五〇〇の四の一部、一五〇〇の五、一五〇一の二から一五〇一の四まで、一五〇二の二から一五〇二の三まで、一五〇五の二の一部、一五〇六の二の一部、一</p>
天萬字馬場脇	<p>五〇六の二の一部、一五〇七の二の一部、一五〇七の二の一部、一五〇七の四の一部、一五〇八の二から一五〇八の四まで、一五〇八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字角田一四九五の三の一部並びに一四九六の三、一四九八の一、一四九八の二、一四九八の六及び一四九八の七と一体をなす国有地の一部並びに天萬字立繩一五六三の一部、一五六四の一の一部、一五六四の二の一部、一五六四の五から一五六四の八までの一部、一五六六から一五六八まで、一五六九の一、一五六九の二、一五七〇の一、一五七〇の二、一五七二の一の一部、一五七四の二の一部、一五七四の三の一部、一五七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
天萬字馬場脇	<p>天萬字馬場脇の全域、天萬字加藤田一五三七の一、一五三七の三、一五三七の四の一部、一五三七の五、一五三八の二の一部、一五三九の一から一五三九の三まで、一五四〇の一の一部、一五四〇の二、一五四〇の三の一部、一五四〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字宮ノ下一四九一の四、一四九一の六、一四九一の九から一四九一の一まで及びこれらと一体をなす国有地、天萬字角田一四九五の三の一部、一四九五の四、一四九五の六、一四九五の七及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字菰田一四九九の一から一四九九の五まで、一五〇〇の一から一五〇〇の三まで、一五〇〇の四の一部、一五〇二の四から一五〇二の七まで、一五〇三の二から一五〇三の三まで、一五〇四の一、一五〇四の二、一五〇五の一、一五〇五の二の一部、一五〇五の三、一五〇六の三、一五〇七の三、一五〇七の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
天萬字宮ノ下	<p>天萬字宮ノ下のうち一四八六の一から一四八六の四まで、一四八七の四、一四八八の三、一四九一の四、一四九一の六、一四九一の九から一四九一の一まで及びこれらと一</p>

<p>天萬字三崎鼻</p>	<p>一六二四の二の一部、一六二四の二の一部、一六二五の二の一部、一六二五の二の一部、一六二六の二の一部、一六二七の二の一部、一六二八の二の一部、一六二八の二の一部、一六二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字杵形一五八三の四の一部及びこれと一体をなす国有地、天萬字五反田一五八三の三の一部、一五八五の二の一部、一五八七の二の一部、一五九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五九〇の二及び一五九二の三と一体をなす国有地の一部、天萬字岩坪のうち一五九三の二の一部、一五九三の二の一部、一五九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに天萬字大渡りのうち一六〇六の二の一部、一六〇七の二の一部、一六〇八の二から一六〇八の三までの二の一部、一六〇九の二の一部、一六〇九の二、一六〇九の二の一部、一六〇九の二の一部、一六〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一五の二及び一六一六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>天萬字深坪</p>	<p>天萬字三崎鼻のうち一四六七の二の一部、一四六八の二の一部、一四六八の三の一部、一四六九の二の一部、一四七二の二の一部、一四七二の二の一部、一四七二の四の一部、一四七三の二から一四七三の六までの二の一部、一四七四の二の一部、一四七五の二から一四七五の五までと一体をなす国有地並びに一四七五の二から一四七五の五までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに天萬字五反田一五八六の二の一部、一五八六の三の一部、一五八七の二の一部、一五八七の二の一部、一五八八の二、一五八八の二、一五八九の二、一五八九の二、一五九〇の二、一五九〇の二の一部、一五九一の二から一五九二の三までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>天萬字宮ノ後</p>	<p>一四八一の二の一部、一四八一の二の一部、一四八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字三崎鼻一四六七の二の一部、一四六九の二の一部、一四七二の二の一部、一四七二の四の一部、一四七三の二の一部、一四七三の四から一四七三の六までの二の一部、一四七四の二の一部、一四七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四七五の二から一四七五の五までと一体をなす国有地の一部、天萬字杵形一五七九の二の一部、一五七九の三の一部、一五八〇の二の一部、一五八〇の二の一部、一五八〇の四、一五八〇の五の一部、一五八二の四の一部、一五八二の五、一五八三の二の一部、一五八三の二の一部、一五八三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七八の二及び一五七八の二と一体をなす国有地の一部、天萬字五反田一五八三の三の一部、一五八四の二から一五八四の四まで、一五八五の二、一五八五の二の一部、一五八六の二、一五八六の二の一部、一五八六の三の一部、一五八七の二の一部、一五八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに天萬字角田一四九四の六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>天萬字三崎前</p>	<p>天萬字宮ノ後のうち一四六二の二の一部、一四六二の二、一四六二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字三崎鼻一四六七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、天萬字深坪一四七六の二、一四七六の二の一部、一四八一の二の一部、一四八一の二の一部、一四八四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字宮ノ下一四八六の二から一四八六の四まで、一四八七の四、一四八八の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>三崎字五反田</p>	<p>一部、五五四の六の一部、五五四の一〇の一部、五五四の一の一の一部、五五五の一の一部、五五五の二、五五五の一の字清水尻五五七の一の一部、五五七の二、五六四の一部、五六五の一部及び五六七の一部、三崎字三反田の全域、三崎字五反田五八〇の一から五八〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字朝付五八五から五八七まで、五八八の一部、五八九の一の一部、五八九の二の一部、五八九の三、五九〇の一の一部、五九〇の二、五九〇の三の一部、五九二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字上延命五四二の二の一部、五四三の一、五四三の二、五四四の一、五四四の二、五四五の一、五四五の二及びこれらと一体をなす国有地、三崎字下延命六二六から六二八までと一体をなす国有地の一部並びに三崎字老僧田六三三、六三四及び六三五の二から六三五の四までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>三崎字五反田</p>	<p>三崎字五反田のうち五七二の一の一部、五七二の二の一部、五八〇の一から五八〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三崎字清水尻五六七の一部、五六八の一部、五七一の一部及び五七一の二の一部、三崎字朝付五九〇の一の一部、五九〇の三の一部、五九一の一、五九一の二、五九二の一の一部、五九二の二、五九二の三の一部、五九二の四の一部、五九三の一、五九三の二及びこれらと一体をなす国有地、三崎字八反田五九四の一、五九四の二、五九五の一の一部、五九五の三、五九六の一の一部、五九六の三、五九七の一の一部、五九七の三、五九八の一の一部、五九八の二、五九九の一から九九九の三まで、六〇〇の一の一部、六〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、天萬字五反田一五九一の一から一五九一の三までの一部、一五九一の四、一五九二の一から一五九二の三までの一部、一五九六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字三崎鼻一四六八の二の一部</p>
<p>三崎字馬場田</p>	<p>三崎字馬場田のうち五一〇の一から五一〇の五までの一</p>
<p>三崎字柴田屋敷</p>	<p>三崎字柴田屋敷のうち五二一の一の一部及び五一六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、三崎字カナ田五五四の一の一部、五五四の二の一部、五五四の三の一部、五五四の四、五五四の五の一部、五五四の六の一部、五五四の七、五五四の八の一部、五五四の九の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字高田五二七から五二九までの一、五三〇の一の一部、五三〇の二の一部、五三〇の三、五三一の一、五三一の二の一部、五三一の三から五三一の六まで、五三一の七の一部、五三二の一部、五三三の一、五三三の二、五三三の三の一部、五三三の四、五三三の五の一部、五三四の一の一部、五三四の二、五三四の三の一部、五三四の四の一部、五三四の五、五三四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、三崎字馬場田五一〇の一から五一〇の五までの一部、五二二の一の一部、五二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、三崎字山崎三七〇の一の一部、三七〇の二の一部、三七一の一の一部、三七一の二の一部、三七一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三崎字雁光寺四二二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三崎字清水尻</p>	<p>三崎字清水尻のうち五五七の一の一部、五五七の二、五六四の一部、五六五の一部、五六七の一部、五六八の一部、五七一の一の一部及び五七一の二の一部以外の区域、三崎字五反田五七二の一の一部、五七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字カナ田五五四の一の一部、五五四の二の一部、五五四の五の一部、五五四の六の一部、五五四の八の一部、五五四の九の一部、五五四の一の一部、五五五の一の一部、五五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三崎字柴田屋敷五二一の一の一部</p>

<p>三崎字岩屋</p>	<p>部、五二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三崎字柴田屋敷五一六の二と一体をなす国有地の一部、三崎字高田五二七から五二九までの一部、五三〇の二の一部、五三二の二の一部、五三三の二の一部、五三三の七の七の一部、五三三の七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字岩屋五〇二の二、五〇三の二、五〇五の二、五〇六から五〇九まで及びこれらと一体をなす国有地、三崎字下フリ島の全域、三崎字上フリ島のうち四三九の一部、四四〇の二の一部、四四一の二の一部、四五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三崎字渡り上りのうち四二九の一部、四三〇、四三一の二の一部、四三六から四三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに三崎字雁光寺四一四の一部、四一九の一部、四二〇の二の一部、四二二の二の一部、四二四、四二五の二、四二五の二、四二六、四二七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三崎字雁光寺</p>	<p>三崎字岩屋のうち五〇〇の二、五〇一の二、五〇二の二、五〇三の二、五〇四の二、五〇五の二、五〇六から五〇九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>三崎字矢石</p>	<p>三崎字雁光寺四一四から四一六までの一部、四一七、四一八、四一九の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字上フリ島四三九の一部、四四〇の二の一部、四四一の二の一部、四五二の二及びこれらと一体をなす国有地、三崎字渡り上り四二九の一部、四三〇、四三一の二の一部、四三六から四三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三崎字ケズ池四一一の二から四一一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三崎字ケズ池</p>	<p>の二から四一三の三までの一部、四一三の四、四一三の五及びこれらと一体をなす国有地、三崎字雁光寺四一四から四一六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに寺内字七反田五六一の二から五六一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三崎字六反田</p>	<p>三崎字ケズ池四〇五、四〇六の二、四〇六の二、四〇七の二、四〇七の三、四〇八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>三崎字山崎</p>	<p>三崎字六反田のうち三四四の二の一部、三四五、三四六の二の一部、三四七、三四八、三四九の二、三四九の二、三五〇の二、三五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三崎字矢石四〇一から四〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字ケズ池四一三の二から四一三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字池ノ上の全域、三崎字雁光寺四一四の一部、四二〇の二の一部、四二二の二の一部から四二二の三までの一部、四二二の二の一部、四二二の三から四二二の五までの一部、四二三の二の一部、四二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字山崎三七七から三七九までの一部、三八〇、三八一の一部、三八二から三八四まで及びこれらと一体をなす国有地、三崎字秀の越三一九の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字大田三三〇の二の一部、三三〇の三の一部、三三二の二の一部、三三二の三の一部、三三三の二の一部、三三三の三の一部、三三三の四の一部、三三三の五の一部、三三三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三二の二及び三三二の三と一体をなす国有地並びに寺内字七反田五六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

寺内字茶屋前	及びこれらと一体をなす国有地並びに寺内字才斐ノ前五〇七の二から五〇七の五まで、五〇八の二の五、五〇八の二の一部、五〇八の三、五〇九の二、五〇九の三の一部、五一一の二の一部、五一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
寺内字久清	寺内字茶屋前のうち四八九から四九二まで、四九三の二、四九三の三、四九四の二、四九四の三から四九四の七まで、四九四の九、四九五の二から四九五の四まで、四九六の二、四九六の三、四九七、四九八、五〇二の二、五〇三の二から五〇三の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
寺内字先達	寺内字久清のうち二五六の一部、二五七の二の一部、二五八の二の一部、二五八の三の一部、二五九の二の一部、二五九の三の一部、二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、寺内字茶屋前四九四の二、四九四の九、四九六の二、四九七、四九八及びこれらと一体をなす国有地、寺内字早稲田尻一六一の二の一部、一六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに寺内字先達二二八の二の一部をなす国有地の一部
寺内字早稲田尻	寺内字先達のうち二二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 寺内字早稲田尻のうち一六一の二の一部、一六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、寺内字久清二五六の一部、二五七の二の一部、二五八の二の一部、二五八の三の一部、二五九の二の一部、二五九の三の一部、二六〇の二の一部、二七九の二の一部、二七九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、寺内字山根前一五二の三、一五三の二、一五三の三、一五四の二から一五四の三まで
寺内字山根前	及びこれらと一体をなす国有地、寺内字岸光寺二九七の二から二九七の三まで、三一四、三一五の二、三一五の三及び三一五の四と一体をなす国有地の一部並びに寺内字前三反田二九五の二及び二九六と一体をなす国有地の一部
寺内字岸光寺	寺内字山根前のうち一五二の三、一五三の二、一五三の三、一五四の二から一五四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 寺内字岸光寺のうち二九七の二から二九七の三まで、三一四、三一五の二、三一五の三及び三一五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに寺内字前三反田二九五の二、二九六及びこれらと一体をなす国有地の一部
寺内字前三反田	寺内字前三反田のうち二九五の二、二九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
寺内字後谷	寺内字後谷のうち五の六、五の一三、一八、二一及び二二以外の区域
寺内字割場	寺内字割場のうち三八七の八以外の区域
廃止する字の名称	天萬字長裕、天萬字今岡、天萬字土屋田、天萬字上紅梅、天萬字大渡り、天萬字岩坪、天萬字五反田、天萬字杏形、三崎字六宮免、三崎字湯原、三崎字大敷、三崎字下延命、三崎字老僧田、三崎字畑ケ田、三崎字上延命、三崎字朝付、三崎字三反田、三崎字下フリ島、三崎字上フリ島、三崎字渡り上り、三崎字池ノ上、三崎字秀ノ越、三崎字在徳下前、三崎字在徳上前、寺内字北流田、大字福成字車所、大字福成字綿打下、大字福成字綿打上、大字福成字大坪下及び大字福成字大坪上

鳥取県告示第三百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第三工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十六年八月二十日現在の地番による。）
大字福成字イソ 畑上	大字福成字イソ畑上の全域並びに三崎ケズ池四一〇の二及び四一一の四
大字福成字車所	大字福成字車所の全域並びに寺内字七反田五六五の二、五六五の三及びこれらと一体をなす国有地
大字福成字綿打 上	大字福成字綿打上の全域及び寺内字流田五九一の二
大字福成字大坪 下	大字福成字大坪下の全域及び寺内字流田五九二の二
廃止する字の名称	三崎ケズ池、寺内字七反田及び寺内字流田

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る会見地区第三工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価 一部一箇月二百円（送料を含む。）】